

令和7年12月10日

利用者の皆様へ

神奈川県教育委員会教育局  
支援部子ども教育支援課

## 県立ふれあいの村利用料金の改定について

日ごろから県立ふれあいの村をご利用いただきありがとうございます。

県立ふれあいの村は、児童・生徒及び青少年等の皆様が、自然体験活動を通じて他者と交流しながら、自立心、協調性を育むふれあい活動のための施設として、利用料金ができるだけ低額に設定し、指定管理者制度により運営してまいりました。

しかしながら、近年の物価や光熱水費の高騰、人件費の上昇など、施設の運営費用が増加していることから、施設を継続的に運営するためには、物価上昇相当分を現行の利用料金に上乗せする利用料金の値上げ等を行うことが必要となりました。

つきましては、令和8年4月1日から足柄及び愛川ふれあいの村の利用料金を別紙のとおり改定しますので、お知らせします。

今後も利用者の皆様のご意見を参考にしながら、指定管理者と協力して県立ふれあいの村のよりよい運営に努めてまいります。

問合せ先  
調整グループ  
電話 (045) 210-8226

## 神奈川県立のふれあいの村 利用料金及び利用料金免除基準

## 1 利用料金（令和8（2026）年4月1日から適用）

区分		利用料金
宿泊を伴う利用	小学生（義務教育学校の前期課程に在学する者を含む。以下同じ。）及び中学生（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程に在学する者を含む。以下同じ。）	1人1泊につき 360円
	高校生（中等教育学校の後期課程に在学する者を含む。以下同じ。）及び 65 歳以上の者	同 720円
	その他の者（学齢に達しない者を除く。以下同じ。）	同 1,220円
宿泊を伴わない利用	小学生及び中学生	1人1回につき 180円
	高校生及び 65 歳以上の者	同 360円
	その他の者	同 610円

## 2 利用料金免除基準

- (1) 心身に障害のある者が利用するとき。
- (2) その他指定管理者が特に必要と認める場合で、教育委員会が承認したとき。